

資料1-6

令和5年(2023年)1月26日(木)

第1回市民参加推進審議会

4八経広発第43号

令和5年(2023年)1月26日

八王子市市民参加推進審議会会長 殿

八王子市長 石森 孝志

八王子市市民参加推進審議会(第8期)への諮問について

貴審議会に別紙のとおり諮問します。

諮 問 書

八王子市市民参加条例の適切な運用を図るため、以下の事項について審議会の意見を求めます。

<諮問事項>

- 1 市民参加条例の運用状況の検証について
- 2 団体や企業を通じた市民参加の裾野を拡大させるための方策について

<各項目の諮問理由>

- 1 市民参加条例の運用状況の検証について

市は、市民参加条例（以下「条例」という。）の運用状況や効果等について継続的に検証し、必要に応じ見直しを行うこととしています（条例第12条）。平成20年（2008年）に条例が施行されて以来、市民参加による行政運営を着実に進めています。

今後も、より適切で効果的な運用をしていくため、条例の運用状況の検証と意見を求めます。

- 2 団体や企業を通じた市民参加の裾野を拡大させるための方策について

これまで、市は幅広い市民による市民参加の実現に向け、地域における多様な担い手の育成支援を進めるとともに、情報発信ツールとしてのSNS活用や、無作為抽出方式による市民委員等公募制度の創設など、審議会からいただいた答申を踏まえた取り組みを進めてきました。

また、まちづくりには幅広い世代の参加が欠かせないことから、第7期審議会では「若い世代による市民参加の促進方策」について審議をいただいております。市民参加への関心や参加意向に応じた方策について、市民個人に焦点を当てて様々な意見をいただきました。

条例では、個人だけでなく、市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体についても「市民」として定義しており、市民参加を推進するためには個人だけでなく団体や企業による市民参加を促進する必要があります。また、第7期審議会では、所属する団体や企業を通じた市民参加が個人としての市民参加につながる可能性についても意見をいただきました。

そこで、今期では市内の各種団体や企業に焦点をあて、市民参加を喚起し、市民参加の裾野を拡大していくための方策について、具体的な意見を求めます。